

# リウマチ通信

Vol. 43

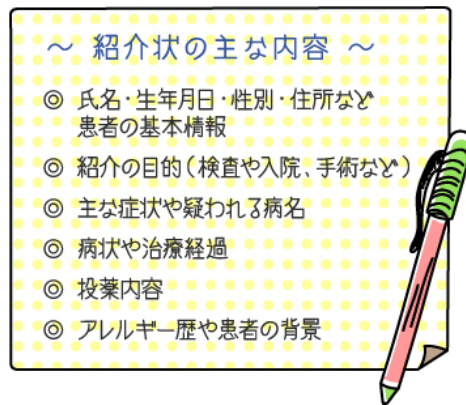
2020年5月号

## 紹介状のこと、知っていますか？

紹介状とはかかりつけ医が患者情報を病院に詳しく伝えるためのものです。

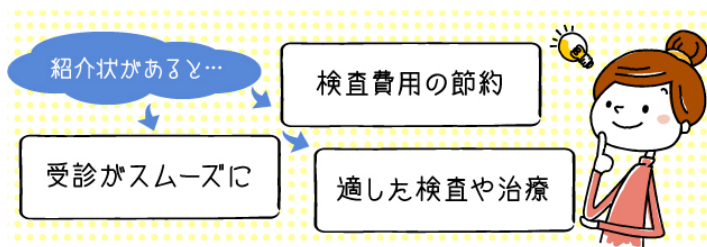
正式には「診療情報提供書」といい、かかりつけ医が紹介先の医療機関、診療科宛に患者情報を伝えるものです。

かかりつけ医と他の医療機関が連携を図る上で活用されます。



紹介状があるとスムーズで適切な受診や、費用の節約につながります。

病状や治療経過といった医療情報が引き継がれるので問診や初診にかかる時間が短縮できます。検査の重複などを防止し、余分な検査費用を削減できます。



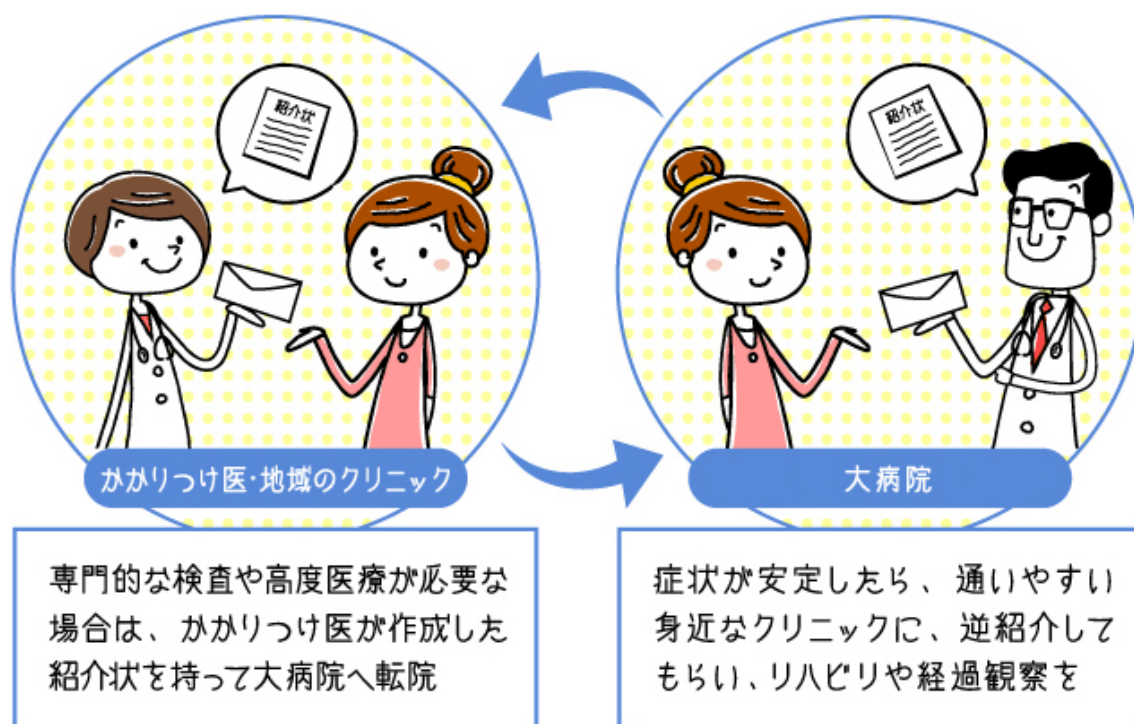
紹介状がないと大病院（大学病院などの「特定機能病院」と、病床数500床以上の「地域医療支援病院」）で診療を受ける場合、選定療養費として初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の特別料金を診療料とは別に支払わなければいけません。

中には大病院以外でも料金が発生する場合があります。

紹介状を発行してもらうには、かかりつけ医に相談しましょう。

紹介状の発行には2つのケースがあります。一つは患者が依頼した場合、もう一つはかかりつけ医がほかの病院で診察が必要と診断した場合です。

患者は病院で作成された紹介状を持って、再びかかりつけ医や地域のクリニックに戻ります。こうした仕組みのおかげで、切れ目のないスムーズな診療が可能になります。



紹介状を活用すると地域のクリニックと病院の役割が明確になり、より効率的で効果的な医療の提供につながります。

信頼できる地域のかかりつけ医を持ち、必要に応じて症状に適した病院にかかりましょう。

(文責 患者サポートセンター)